

静岡県特別職報酬等審議会会議録

日 時	令和3年11月15日（月） 14時28分から 15時35分まで
場 所	県庁別館9階 第2特別会議室
出席者 職・氏名	<p>委 員（敬称略 50音順）</p> <p>青山 吉和（静岡県農業協同組合中央会代表理事会長）</p> <p>岩崎 康江（静岡県地域女性団体連絡協議会会長）</p> <p>角山 雅典（日本労働組合総連合会静岡県連合会事務局長）</p> <p>三枝 幸文（学校法人新静岡学園理事長）</p> <p>酒井 公夫（静岡県商工会議所連合会会長）</p> <p>田形 和幸（静岡県信用金庫協会会長）</p> <p>立石 雅世（弁護士）</p> <p>中西 勝則（静岡県経営者協会会長）</p> <p>増田 恭子（静岡県商店街振興組合連合会理事長）</p> <p>望月 美可（静岡県生活協同組合連合会常務理事）</p> <p>事務局 副知事、経営管理部長、行政経営局長、人事課長 以下人事課職員</p>
議 題	特別職職員の報酬等について
配布資料	別添のとおり

1 審議事項

- (1) 会長選出等
- (2) 特別職職員の給料・報酬及び期末手当について
- (3) 特別職職員の退職手当について

2 審議内容（要約）

- (1) 会長選出等
 - ・ 委員の互選により、学校法人新静岡学園理事長 三枝 幸文氏が会長となった。
 - ・ 会長の指名により、静岡県商店街振興組合連合会理事長 増田 恭子氏が会長職務代理者となった。
- (2) 特別職職員の給料・報酬及び期末手当について

ア 審議結果

- ① 給料・報酬

現行の額を据え置くことで意見が集約された。

② 期末手当

国の特別職に合わせて改定することで意見が集約された。

イ 理由

- ・給料・報酬については、一般職職員の給料の改定状況及び新型コロナウイルス感染症の感染拡大による本県経済の状況等を総合的に勘案すると、現行の額を据え置くことが適当である。
- ・期末手当については、平成18年度以降、国の特別職職員と同じ制度となっていることから、国の特別職職員の支給月数及び実施時期に合わせて改定することが適当である。

(3) 特別職職員の退職手当について

ア 審議結果

現行の支給率を据え置くことで意見が集約された。

イ 理由

- ・本県の特別職職員の一任期中の総支給額は、本県と財政力や財政規模が類似する他の都道府県と比べて適正な水準にあるため、現行の支給率を据え置くことが適当である。
- ・新型コロナウイルス感染症の感染拡大による本県経済の状況等を勘案すると、退職手当を引き上げることは県民の理解が得られない。

(4) 答申の取扱い

答申の文面については会長に一任され、取りまとめられることとなった。